

再利用対象物保管場所及び 廃棄物保管場所・保管設備 設置の手引き

<事業用>



世田谷区 清掃・リサイクル部

令和6年（2024年）4月

目 次

1	建築物の規模別の届出の区分等	1
2	事前協議、設置届の提出の時期	2
3	必要書類	3
4	再利用対象物保管場所・廃棄物保管場所等の設置手順	4
5	再利用対象物保管場所・廃棄物保管場所の算定例	10
6	再利用対象物保管場所・廃棄物保管場所の設置基準の規定等	11
7	所有者等の管理上の注意事項	13

【様式・図等】

事業用建築物の用途別床面積・廃棄物の内訳量 計算書	5
廃棄物の保管に必要な容器数・面積 算定表	6
図1 保管場所・業者収集場所の配置例	7
図2 ポリ容器等の配置例	8
再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届 念書(例)	14 15

【関係法令等】

世田谷区清掃・リサイクル条例(抜粋)	16
世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則(抜粋)	18
世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例(抜粋)	20
事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所等の設置・管理基準	21
清掃事務所管轄区域一覧表	27

この手引きで使われる用語

- 再利用対象物保管場所…再利用対象物(古紙、びん、缶、ペットボトルなどリサイクルできるもの。「資源」と表記する場合もある)を収集日まで保管する場所
- 廃棄物保管場所…廃棄物(一般廃棄物・産業廃棄物)を収集日まで保管する場所
- 大型ごみ置き場…大型ごみを収集日まで保管し、集積する場所
- 業者収集場所…保管場所から持ち出した再利用対象物又は廃棄物を運搬車へ積み込む場所

再利用対象物保管場所及び 廃棄物保管場所等の設置の手引き

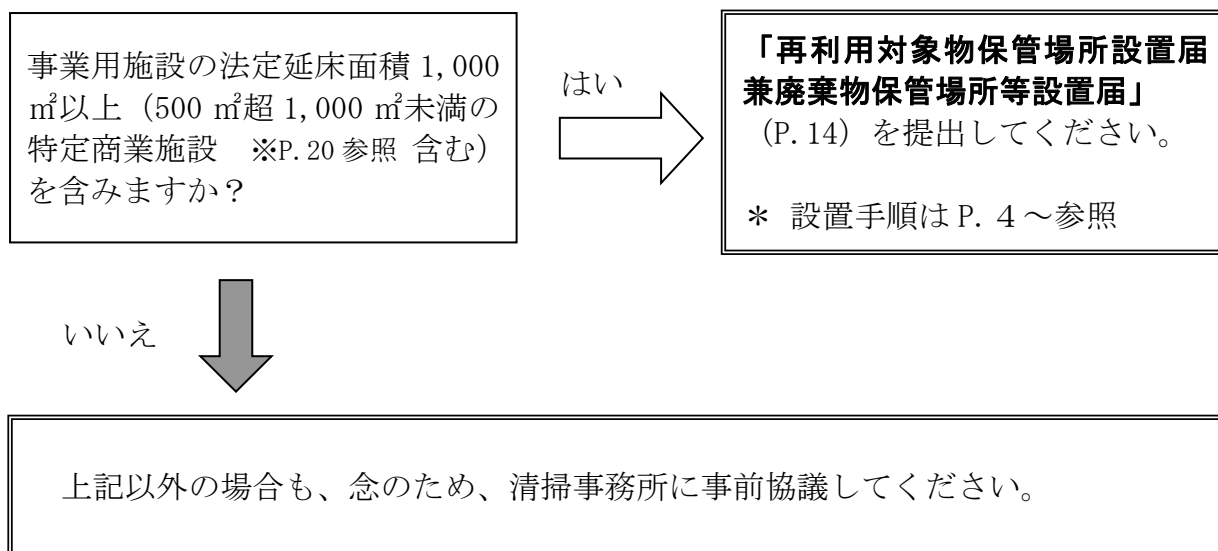
この手引きは、これから事業用建築物を建設しようとする方(以下「建設者」という)に対し、再利用対象物(古紙、びん、缶等の資源)の保管場所と、廃棄物(一般廃棄物・産業廃棄物)の保管場所及び容器等の保管設備(以下「廃棄物保管場所等」という)の設置の手順を説明するものです。

法定延床面積※1,000㎡以上の事業用建築物(500㎡超1,000㎡未満の特定商業施設含む)を建設する際は、**建築確認申請前に管轄清掃事務所への協議が必要です。**

※ 法定延床面積…建築基準法で定められた算定方法によって求められる床面積の各階の合計

1 建築物の規模別の届出の区分等

(1) フロー図



(2) 設置・届出を要する保管場所等の一覧

対象建築物	再利用対象物保管場所	廃棄物保管場所	大型ごみ置き場	業者収集場所
法定延床面積 1,000㎡以上の事業用建築物 (500㎡超1,000㎡未満の特定商業施設含む) 【事業用大規模建築物】	◎	◎	△	△

◎ : 条例(※)上、必ず設置・届出を要する。「設置届」の提出を要する。

△ : 清掃事務所への事前協議を要する。

(※) 世田谷区清掃・リサイクル条例

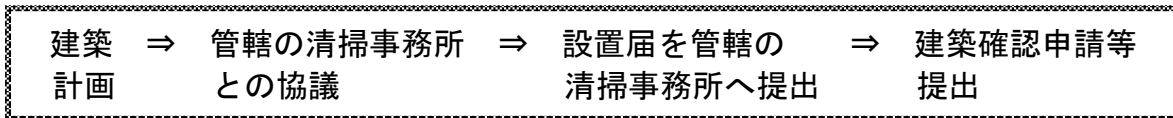
2 事前協議、設置届の提出の時期

建築物の計画段階で、保管場所の位置・面積、保管設備の種類・構造等について、管轄の清掃事務所と十分に協議してください。

事業所から出る資源・ごみは、事業者の責任で適正に処理することが法令により定められています。

そのため、資源・ごみの収集は、許可業者に委託してください。ただし、少量の排出で、家庭ごみの収集に支障のない範囲であれば、区の収集（有料）を利用することもできます。

【設置届の提出までの流れ】



世田谷・北沢地域	世田谷清掃事務所	上馬5-21-13	☎3425-3111
玉川地域	玉川清掃事務所	野毛1-3-7	☎3703-2638
砧・烏山地域	砧清掃事務所	八幡山2-7-1	☎3290-2151

町別の管轄区分は巻末の「清掃事務所管轄区域一覧表」(P.27)を参照してください。

【建築確認申請等】

- ・ 建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請
- ・ 建築基準法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類の提出
- ・ 建築基準法第18条第2項に規定する計画の通知
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第1項に規定する計画の認定の申請
- ・ 建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第1項に規定する計画の認定の申請
- ・ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第4条第1項若しくは第7条第1項に規定する計画の認定の申請又は同法第116条第1項に規定する許可の申請
- ・ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までに規定する認定の申請
- ・ 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項に規定する認定の申請又は同法第55条第1項に規定する変更の認定の申請

3 必要書類

- 各2部ずつ提出してください。

(審査終了後、正本1部を清掃事務所で保管し、副本1部を建設者に返却します。)

※図面はすべて内寸表記で作成してください。

【設置届】

再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届	P. 14
---------------------------	-------

【共通図面等】

① 事業用建築物の用途別床面積・廃棄物の内訳量 計算書	P. 5
② 容器数の算定表及び保管場所面積の算定表	P. 6
③ 建築物の設計概要 (用途、規模、階数、建築面積、延べ床面積の分かるもの)	—
④ 建築物の案内図 (地図の写しで可) 及び建築物の配置図	—
⑤ 建築物の各階平面図	—

【再利用対象物保管場所に必要な書類】

⑥ 再利用対象物保管場所の配置図 (位置図)	—
⑦ 再利用対象物保管場所の平面図、立面図、断面図 (縮尺 50 分の 1)	—
⑧ 再利用対象物保管場所の仕様及び面積算定図	—
⑨ その他再利用対象物保管場所の設置に関して必要と認める図面等	—

【廃棄物保管場所に必要な書類】 (①～⑨と兼用できるものは省略可)

⑩ 廃棄物保管場所等の配置図 (位置図) 及び敷地内運搬車通過通路図 (※)	—
⑪ 廃棄物保管場所等の平面図、立面図、断面図 (縮尺 50 分の 1)	—
⑫ 廃棄物保管場所の仕様及び面積算定図	—
⑬ その他廃棄物保管場所等の設置に関して必要と認める図面等	—

【大型ごみ置き場の位置】

⑭ 大型ごみ置き場の位置図 (※)	—
-------------------	---

【業者収集場所の位置】

⑮ 業者収集場所の位置図 (※)	—
------------------	---

【その他】

⑯ 念書	P. 15
------	-------

(※) ⑤で確認できれば省略可

1 建築物（事業用途部分）の床面積の合計を確認し、再利用対象物保管場所の最低必要面積を算定する。

再利用対象物の保管場所最低必要面積算定基準

対象延べ面積 用途	3,000㎡未満	3,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上50,000㎡未満	50,000㎡以上100,000㎡未満	100,000㎡以上
事務所	管轄の清掃 事務所長と の協議によ ること	4㎡以上	4㎡ + $\frac{(\text{対象延べ面積} - 10,000\text{㎡})}{10,000\text{㎡}} \times 3\text{㎡}$ 以上	16㎡ + $\frac{(\text{対象延べ面積} - 50,000\text{㎡})}{10,000\text{㎡}} \times 2\text{㎡}$ 以上	26㎡以上
飲食店					
学校					
病院・診療所		4㎡以上	4㎡ + $\frac{(\text{対象延べ面積} - 10,000\text{㎡})}{10,000\text{㎡}} \times 4\text{㎡}$ 以上	11㎡ + $\frac{(\text{対象延べ面積} - 50,000\text{㎡})}{10,000\text{㎡}} \times 1\text{㎡}$ 以上	
店舗					
ホテル		3㎡以上	3㎡ + $\frac{(\text{対象延べ面積} - 10,000\text{㎡})}{10,000\text{㎡}} \times 2\text{㎡}$ 以上	11㎡ + $\frac{(\text{対象延べ面積} - 50,000\text{㎡})}{10,000\text{㎡}} \times 1\text{㎡}$ 以上	
文化・ 娯楽施設等					

- 注1： 上記用途に該当しない事業用大規模建築物については、事前に管轄の清掃事務所長と協議すること。
- 注2： 対象延べ面積は、共用部分を除くこと。
- 注3： 主たる用途に付随する事務所等は、主たる用途とみなす。
- 注4： 対象延べ面積が10,000㎡未満の複合建築物の最低必要面積は、4㎡以上とすること。
- 注5： 対象延べ面積が10,000㎡以上の複合建築物の最低必要面積は、各用途別に対象延べ面積があるものと仮定し、各々の最低必要面積を算出し、その面積に「各用途別面積÷対象延べ面積」の比率を乗じ、その最低必要面積を合計した面積（以下「合計面積」という。）以上とすること。ただし、合計面積が4㎡未満となった場合の最低必要面積は、4㎡以上とすること。
- 注6： 算出にあたっては、小数点第2位を四捨五入すること。

2 建築物（事業用途部分）の床面積合計と排出基準をもとに廃棄物量を算出し、廃棄物種別の内訳量を計算する。

■ 事業用建築物の用途別床面積・廃棄物の内訳量 計算書 （過去の排出データがある場合は、別途、清掃事務所と協議してください。）

階	(例) 店舗		(例) 事務所						他の共用部分 (廊下、階段、 エレベータ等) 面積
	床面積合計	廃棄物量	床面積合計	廃棄物量	床面積合計	廃棄物量	床面積合計	廃棄物量	
	(A)	(A) × 【i】	(B)	(B) × 【i】	(C)	(C) × 【i】	(D)	(D) × 【i】	
合計		kg		kg		kg		kg	

➤ 体積・容積の重量換算 1 m³ = 190 kg

【i】 施設用途別廃棄物排出基準

施設の使用	排出基準 (／日)	施設の使用	排出基準 (／日)
事務所ビル	0.04 kg／m ²	ホテル	0.06 kg／m ²
文化・娯楽施設	0.03 kg／m ²	学校	0.03 kg／m ²
店舗（飲食店）	0.20 kg／m ²	病院、診療所	0.08 kg／m ²
店舗（物品販売） デパート、スーパー	0.08 kg／m ²	駐車場	0.005 kg／m ²
		鉄道駅舎	0.005 kg／乗降客

【廃棄物種別内訳量】

廃棄物量	種別重量 (廃棄物量×種別ごとの構成比率%)	
	一般廃棄物（可燃物）	産業廃棄物（不燃物）
合計 kg	75%	25%
	a kg	b kg

このページの計算様式をHPに掲載してあります。区へ計算結果を提出する際には、HPに掲載の様式をダウンロードして使用してください。

3 廃棄物の保管に必要な容器数を算定する。

このページの算定様式をHPに掲載してあります。区へ算定結果を提出する際には、HPに掲載の様式をダウンロードして使用してください。

事業所から出る廃棄物は、一般廃棄物・産業廃棄物の許可業者の収集となるため、契約により収集回数を決めてください。

【A】は小数点第2位を四捨五入

最低必要個数は【A】の小数点以下を切り上げ

予備率は40%

必要個数は【B】の小数点以下を切り上げ

用途	廃棄物種別	種別内訳量 前頁 ab × 収集間隔 ÷ 容器重量 = 【A】	最低必要個数	予備率の加算【B】	必要個数
事業	一般廃棄物（可燃物）	a [] kg × [] 日 ÷ [] kg = ①	個	① × 1.4 =	個
	産業廃棄物（不燃物）	b [] kg × [] 日 ÷ [] kg = ②	個	② × 1.4 =	個

廃棄物種別	保管方法	保管容器・容量	重量への換算
可燃物・不燃物	ポリ容器	60 リットル丸型・角型容器 ※	60 リットル = 11.4 kg

最終的な必要個数

保管容器・容量は、排出量及び保管日数等（年末年始など特別な期間も含む）に応じて、廃棄物を十分に収納できるものとしてください。

※ 区の収集を利用する場合は、ポリ容器は丸型容器が原則です。角型容器は使用状況によっては破損しやすいため使用を避け、やむを得ず角型容器の使用を検討する場合は、必ず事前に清掃事務所と協議してください。

4 廃棄物の保管に必要な面積を算定する。（この方法以外による場合は、管轄の清掃事務所にお問い合わせください。）

ポリ容器 （一般廃棄物）	容器的直径又は縦 [] m × 容器的直径又は横 [] m × (容器数 [] 個 ÷ 段数 [] 段) = m ² ①
ポリ容器 （産業廃棄物）	容器的直径又は縦 [] m × 容器的直径又は横 [] m × (容器数 [] 個 ÷ 段数 [] 段) = m ² ②

種別	保管容器	底面積等	設置条件
可燃物・不燃物	60 リットル丸型ポリ容器	直径 60 cm (規格により異なる)	棚は2段が上限 1段 80cm から 100cm まで
	60 リットル角型ポリ容器	0.2 m ² ※	

(容器数 [] 個 ÷ 段数 [] 段) は全て小数点以下を切り上げ

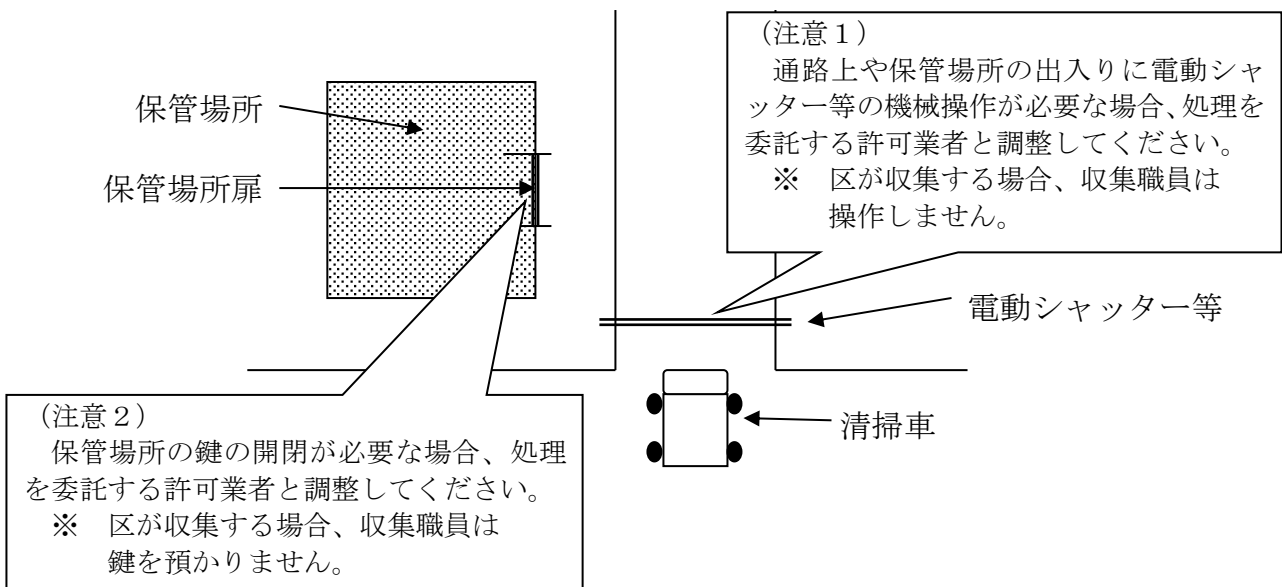
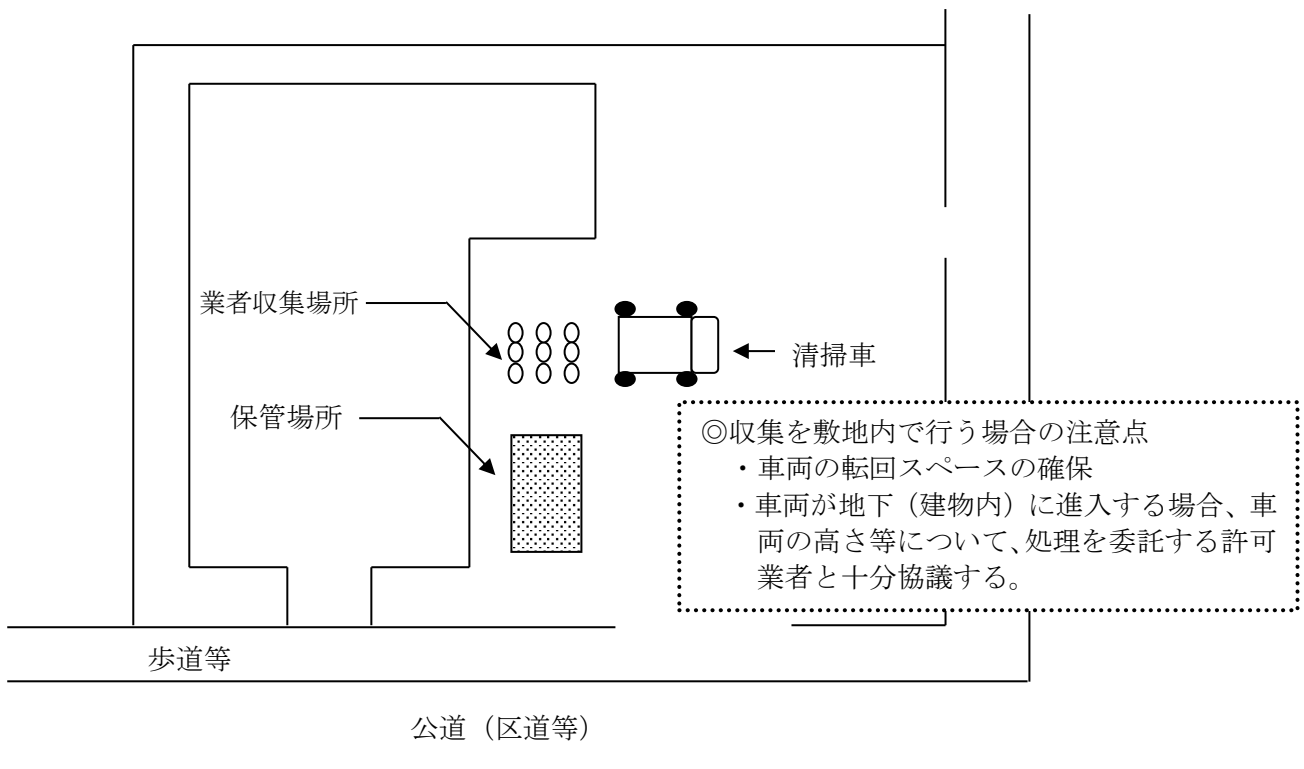
※ 角型ポリ容器は、縦 0.35m × 横 0.55m = 0.1925 m² となるが、小数点第2位を四捨五入し、0.2 m² とする。

洗浄排水設備面積	m ² ③	⇒ 1 m ² 以上確保してください。3,000 m ² 未満の建築物の場合は、管轄の清掃事務所長と協議してください。
作業上必要面積	m ² ④	⇒ 6 m ² 以上確保してください。3,000 m ² 未満の建築物の場合は、管轄の清掃事務所長と協議してください。
廃棄物合計①②③④	m ²	
大型ごみ置き場	m ²	⇒ 3 m ² 以上確保してください。3,000 m ² 未満の建築物の場合は、管轄の清掃事務所長と協議してください。

5 再利用対象物保管場所・廃棄物保管場所の位置・構造を決める。

【図1】保管場所・業者収集場所の配置例

- ① 道路に面しており、敷地内に収集車が進入して作業できる位置に設置し、収集日に歩道上に持ち出すことのないようにすること。
- ② 業者収集場所のスペースを敷地内に設けること。(下図参考)
- ③ 敷地が私道に接している場合や、狭小路地や通り抜けできない道路に接している場合などは、必ず周辺の区民や処理を委託する許可業者と事前協議をすること。



【図2】ポリ容器等の配置例

ポリ容器等の規格に十分注意して、次のような配置にする。

【ポリ容器の規格】

丸型ポリ容器（60リットル）・・・直径60cm

角型ポリ容器（60リットル）・・・（一辺）35cm × （一辺）55cm

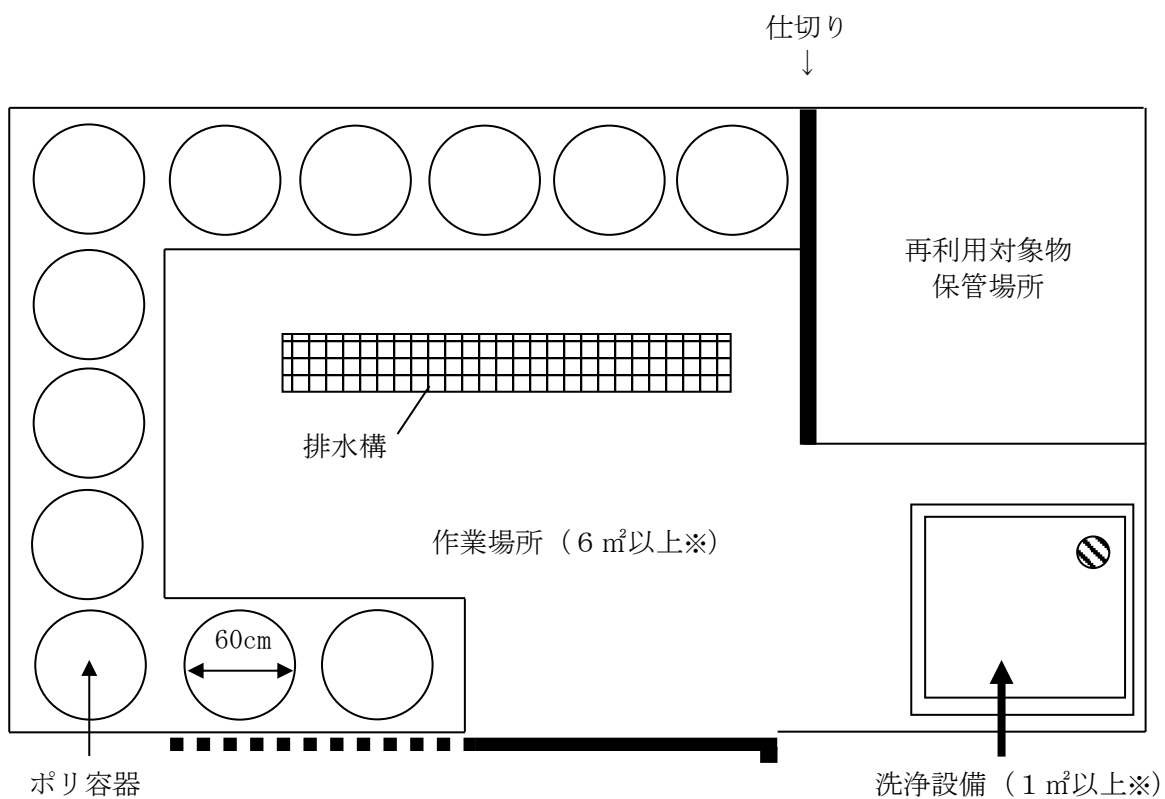
※ 容器の規格はメーカーによって異なるため、上記より小さい場合は、カタログを添付すること。

【ポリ容器の面積の算定】

丸型ポリ容器は、直径0.6m×直径0.6m＝**0.36㎡**を底面積とする。

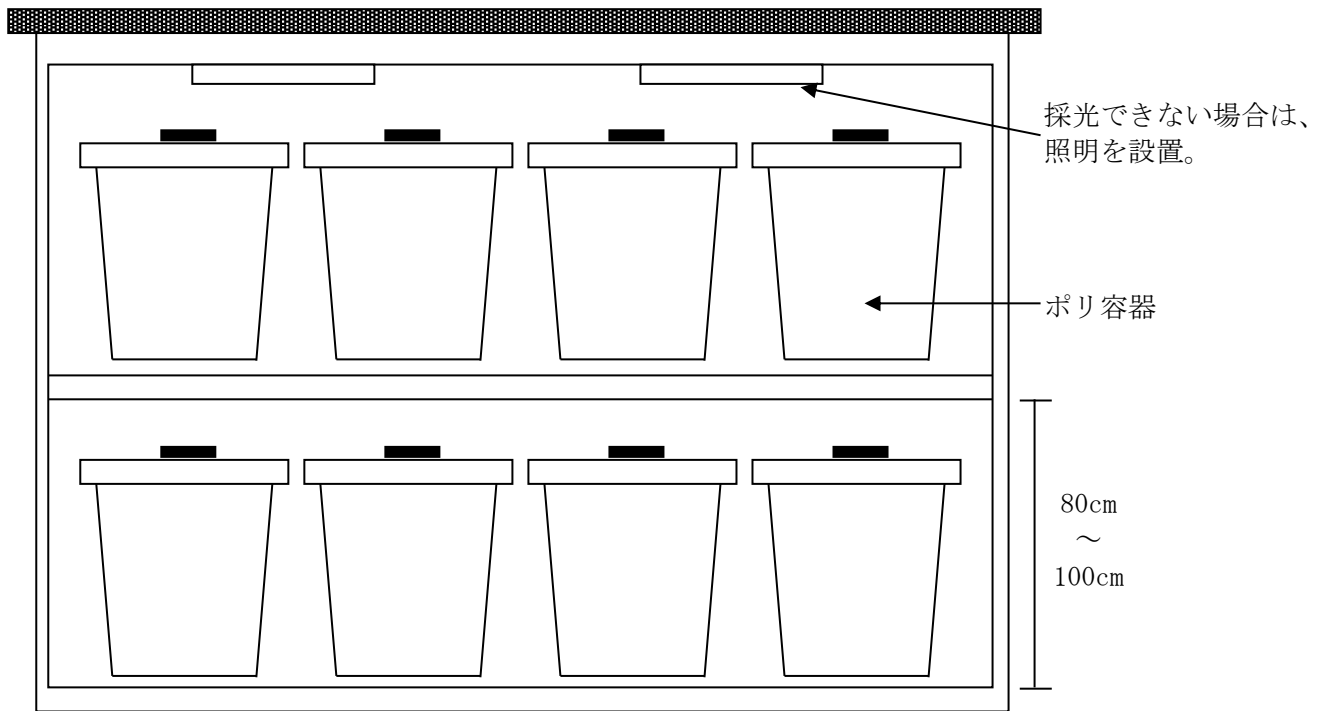
角型ポリ容器は、縦0.35m×横0.55m＝0.1925㎡となるが、小数点第2位を四捨五入し、**0.2㎡**を底面積とする。

再利用対象物保管場所と廃棄物保管場所はそれぞれ設置するのが望ましいが、1つにまとめる場合は、仕切り等で明確に区分する。

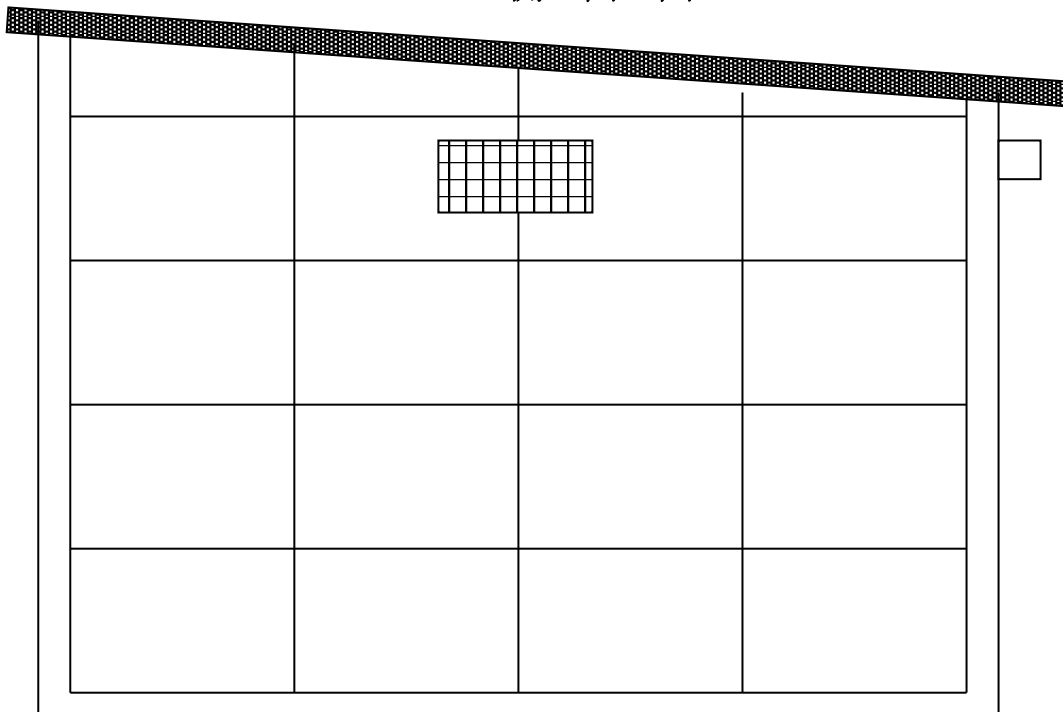


※ 3,000㎡未満の建築物は、管轄の清掃事務所長との協議による

断面図



側面図



- ① 屋根は必ず設置すること。
- ② 換気口（扇）を設置すること。

5 再利用対象物保管場所・廃棄物保管場所の算定例

【1階が飲食店、2階がスーパー、3階は事務所ビル（各1,000㎡×3階＝全体3,000㎡）の事業用大規模建築物】の例

- 1 建築物の床面積の合計を確認し、再利用対象物保管場所の最低必要面積を算定する。
建築物全体の床面積の合計が3,000㎡であり、用途が飲食店、スーパー（店舗）、事務所のため、P4の表から最低必要面積は**4㎡**。

- 2 各階の床面積の合計を確認し、廃棄物量の合計とごみ種別の内訳量を計算する。

- ① 1階の1日あたりの廃棄物合計量 $1,000 \text{ m}^2 \times 0.200 \text{ kg}/\text{m}^2 = 200 \text{ kg}$
 ② 2階の1日あたりの廃棄物合計量 $1,000 \text{ m}^2 \times 0.080 \text{ kg}/\text{m}^2 = 80 \text{ kg}$
 ③ 3階の1日あたりの廃棄物合計量 $1,000 \text{ m}^2 \times 0.040 \text{ kg}/\text{m}^2 = 40 \text{ kg}$ } 合計 320 kg
 ④ 廃棄物合計量を、一般廃棄物、産業廃棄物に区分し、下記の割合で算定

一般廃棄物	産業廃棄物
75%	25%
240 kg	80 kg

- 3 保管に必要な容器数を算定する。

- ① 再利用対象物・廃棄物の収集方法は許可業者の収集となり、収集間隔は契約による。
今回は例として、一般廃棄物と産業廃棄物ともに2日間隔とする。
- ② 廃棄物の保管方法
一般廃棄物及び産業廃棄物の保管は60リットル丸型ポリ容器（重量11.4kg）を使用。
- ③ 必要な容器数を算定
数値を「容器数の算定表」に入れ込み、保管に必要な容器数を算定する。

必要個数
を採用

用途	廃棄物種別	種別内訳量×収集間隔÷容器重量	最低必要個数	予備率の加算	必要個数
事業	一般廃棄物	$240 \text{ kg} \times 2 \text{ 日} \div 11.4 \text{ kg} = 42.1$	43	$42.1 \times 1.4 = 58.94$	59
	産業廃棄物	$80 \text{ kg} \times 2 \text{ 日} \div 11.4 \text{ kg} = 14.0$	14	$14.0 \times 1.4 = 19.6$	20

- 4 保管に必要な面積を算定する。

上記③③の容器数を、保管場所面積の算定表に入れ込み、面積を算定する。
 （例として段数を2段で設計した場合）

一般廃棄物 （丸型ポリ容器）	容器的直径又は縦〔0.6〕m×容器的直径又は横〔0.6〕m ×（容器数〔59〕個÷〔2〕段）＝10.80㎡ ^①
産業廃棄物 （丸型ポリ容器）	容器的直径又は縦〔0.6〕m×容器的直径又は横〔0.6〕m ×（容器数〔20〕個÷〔2〕段）＝3.60㎡ ^②
洗浄排水設備面積 ^③	1㎡
作業上必要面積 ^④	6㎡
廃棄物合計（①～④）	21.4㎡
大型ごみ置き場	3㎡

6 再利用対象物保管場所・廃棄物保管場所の設置基準の規定等

1 再利用対象物保管場所の設置基準

世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則第9条に規定されています。

詳細は、「事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所等の設置・管理基準」（P21 参照）へ。

<参考> 事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所の設置基準の主なもの

【設置の基準】

- ・ 建築物1棟につき、1箇所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される再利用対象物を取りまとめて保管する場合は、管轄の清掃事務所長と別途協議すること。
- ・ 運搬車が直接かつ安全に進入できる敷地内に設置し、作業の安全性及び効率性に十分配慮して設置すること。
- ・ 引火性、爆発性の物の保管場所等に近接していない場所に設置すること。
- ・ 再利用対象物の選分、収集等に必要な作業場所を確保すること。ただし、保管場所を廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物保管場所の作業場所と兼用することができる。

【構造の基準】

- ・ 保管場所の換気、採光に十分配慮し、必要な設備を備えること。
- ・ 耐久性があり、周囲と調和する構造とすること。
- ・ 廃棄物の飛散及び臭気の流出を防ぐため、囲い及び扉等を設けること。かつ、屋外に設置する場合は、雨水の流入を防ぐため、ひさし及び屋根等を設けること。

【附帯設備の基準】

- ・ 保管場所を廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物の混入及び廃棄物から生じる汚水等を防止するため、壁等により区分すること。
- ・ 仕切りの設置、色彩又は形状等で区別された容器等の保管設備の設置等により、廃棄物の種類に応じて適切な保管ができること。

2 廃棄物保管場所の設置基準

世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則第41条に規定されています。

詳細は、「事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所等の設置・管理基準」（P21 参照）へ。

<参考> 事業用大規模建築物の廃棄物保管場所の設置基準の主なもの

【設置の基準】

- ・ 再利用対象物保管場所以外の他の用途と兼用でないこと。
- ・ 廃棄物の種類、排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できること。
- ・ 建築物1棟につき、1箇所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される廃棄物を取りまとめて保管する場合は、管轄の清掃事務所

長と別途協議すること。

- ・ 住宅の用途に供する施設を併設する場合は、家庭廃棄物と事業系廃棄物が各別に保管できること。
- ・ 廃棄物の搬入、保管設備への投入及び清掃又は点検等に必要な作業場所を6平方メートル以上確保すること。ただし、3,000平方メートル未満の建築物の場合であって、これによることが実情に合わないとする場合は、管轄の清掃事務所長との協議によること。
- ・ 運搬車の通行に支障のない幅員及び高さを有する水平な通路に接続する場所に設置すること。

【構造の基準】

- ・ 保管場所の換気、採光に十分配慮し、必要な設備を備えること。
- ・ 出入口の幅及び高さは、作業に支障のない寸法とすること。
- ・ 廃棄物の飛散及び臭気の流出を防ぐため、囲い及び扉等を設けること。かつ、屋外に設置する場合は、雨水の流入を防ぐため、ひさし及び屋根等を設けること。

【附帯設備の基準】

- ・ 仕切りの設置、色彩又は形状等で区別された保管設備の設置等により、廃棄物の種類に応じて適切な保管ができること。
- ・ 清潔を保持するため、水道栓等や排水口等の洗浄排水設備を1平方メートル以上設置すること。ただし、3,000平方メートル未満の建築物の場合であって、これによることが実情に合わないとする場合は、管轄の清掃事務所長との協議によること。
- ・ 多量の厨芥を保管する場合は、冷蔵装置を設置すること。

3 その他

(1) 大型ごみ置き場の設置

大型ごみ置き場を再利用対象物保管場所、廃棄物保管場所、業者収集場所とは別に設置してください。

- ① 最低3㎡以上とする。
(3,000㎡未満の建築物の場合は、管轄の清掃事務所長との協議による)
- ② 原則として1棟につき1箇所設置すること。
- ③ 通路と共用でないこと。

(2) 資源・ごみ集積所（収集日に保管場所から容器等を持ち出す場所）

事業用建築物は、一般廃棄物・産業廃棄物の許可業者による収集となりますが、少量の排出で、家庭ごみの収集に支障のない範囲であれば、区の収集（有料）を利用することもできます。

その場合、資源・ごみ集積所については、管轄の清掃事務所と十分に協議をしてください。

7 所有者等の管理上の注意事項

1 事業用大規模建築物

(1) 事業用大規模建築物の所有者又は所有者から委託を受けて当該建築物の管理を行う者（以下「所有者等」という。）は、建築物が竣工したら、次のことに注意して保管場所の維持管理に努めてください。

- ① 所有者等は、常に、保管場所及びその周辺を清潔に保ち、適切な維持管理を行うこと。この場合において、所有者等は、必要があるときは、利用者に協力を求め、又は利用者に指導を行うこと。
- ② 所有者等は、廃棄物の選分・運搬作業に従事する作業員等の安全衛生に十分配慮し、安全衛生上の支障が生じたときは、速やかに適切な措置を講じること。
- ③ 所有者等は、事業用大規模建築物の利用形態の変更等により、保管場所が第8条に規定する基準に適合しないこととなったときは、すみやかに当該基準に適合させるための措置を講じること。
- ④ 所有者等は、事業用大規模建築物及びその敷地の出入口付近における歩行者等の危険防止のため所要の設備が必要なときは、これを設置するとともに、適正に管理すること。

(2) 事業用大規模建築物の所有者は、「廃棄物管理責任者選任届」及び「事業用大規模建築物における再利用計画書」の提出もお願いします。

「廃棄物管理責任者選任届」

所有者は、世田谷区清掃・リサイクル条例第20条第2項の規定に基づき、廃棄物管理責任者を選任し、廃棄物管理責任者選任届を提出することになっていますので、建築物竣工後すみやかに提出するようお願いします。

「事業用大規模建築物における再利用計画書」

所有者は、世田谷区清掃・リサイクル条例第20条第3項の規定により、事業用大規模建築物における再利用計画書を毎年5月31日までに提出することになっています。

2 大規模小売店舗立地法に該当する場合

大規模小売店舗立地法に該当する場合は、この手引きにより算定した再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所の面積の合計と、大規模小売店舗立地法の廃棄物等（再利用対象物を含む。）にかかる保管容量の指針により算定した容量を収納できる面積を比較して、どちらか大きい方の面積としてください。

3 事業者に対する廃棄物保管場所の設置義務について

廃棄物保管場所については、建築物の規模に関わりなく、テナントを含む全事業者に対して、世田谷区清掃・リサイクル条例第44条で設置が義務付けられています。

世田谷区清掃・リサイクル条例

第44条 事業者は、その建物又は敷地内に事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

2 前項の保管場所は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3 事業者は、その排出する事業系一般廃棄物を第1項の保管場所に集めなければならない。

再利用対象物保管場所設置届
兼廃棄物保管場所等設置届

年 月 日

世田谷区長 あて

(建設者) 住所
氏名
電話番号 ()

世田谷区清掃・リサイクル条例 第20条第6項 第53条第1項 の規定により、次のとおり届け出ます。

1 建築物の概要

設 計 者	住所 氏名	電話番号 ()
工 事 施 工 者	住所 氏名	電話番号 ()
建築物の所在地		
建築物の名称		
建築物の用途		
敷 地 面 積	m ²	
延 べ 床 面 積	(内訳) 住宅用 m ² 事業用 m ²	
構 造	造 地上 階 地下 階	
予 定 年 月 日	工事着手 年 月 日	工事完成 年 月 日
		使用開始 年 月 日

2 再利用対象物保管場所

保 管 場 所	地上・地下 階	箇所	m ²
---------	---------	----	----------------

3 廃棄物保管場所等

保 管 場 所	地上・地下 階	箇所	m ²
保 管 設 備	種別	容量	l・m ³ 設置数 個・台
粗大ごみ集積所	地上・地下 階	箇所	m ²
清掃車通行道路	公・私道 m	洗浄排水設備	洗浄 箇所 排水 箇所

念書(例)

私は、世田谷区〇〇 丁目 番に建設する建築物(名称◇◇◇◇)の再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所等に関し、下記について遵守することを約束します。

記

- 1 事業系廃棄物については、業者による収集とします。まだ、委託業者が決まっていないので、後日契約締結次第、契約書の写し及び業者の許可証の写しを提出(提示)します。
- 2 ごみ容器保管個数等に不足が生じた場合は、区の指示に従い速やかに再利用対象物保管場所又は廃棄物保管場所を増設するとともに、必要な数のごみ容器等を増やします。
- 3 再利用対象物保管場所、廃棄物保管場所、業者収集場所及びごみ容器等は、常に清潔を保つため、その管理を管理組合、管理会社に委託します。
- 4 業者収集場所を屋外等に設ける場合は、ごみ容器等により、ビル管理者が責任をもって一括して持ち出し、収集後容器を洗浄し、保管場所に格納します。
- 5 保管場所、業者収集場所及びごみ容器の取扱いの管理について、近隣住民から苦情等の問題が生じた場合は、責任をもって解決します。
- 6 既存の資源・ごみ集積所の移動・廃止について、資源・ごみ集積所の利用者と責任をもって調整します。
- 7 私道内に収集運搬車両が進入する際、駐車車両等により収集作業を妨げないようにします。
- 8 私道内の通常通行や収集作業により、私道内の舗装や地下埋設物の損傷が生じた場合、当方で責任を持って対処します。
- 9 建築物の竣工後は、所有者に対して、区に廃棄物管理責任者選任届の提出が必要であること、毎年5月末までに再利用計画書の提出が必要であることについて説明します。
- 10 建築物を分譲、又は管理を業者委託した後も、上記の項目について責任をもって引継ぎます。

年 月 日

世田谷区長あて

建設者 住所
氏名

印

【念書とは】

建築物の使用開始後、保管場所の管理・運営が適切に行われるための確認事項を書面で提出するものです。その後の保管場所の使用などについて、管理者が変更になった際にトラブルになることを避ける等、円滑な運営を確保するために提出をお願いしております。
念書の作成・押印にご協力をお願いいたします。

制定 平成 11 年 12 月 10 日公布

世田谷区条例第 52 号

第 2 章 再利用等による廃棄物の減量

（事業用大規模建築物の所有者等の義務）

第 20 条 事業用の大規模建築物で規則で定めるもの（以下「事業用大規模建築物」という。）の所有者は、再利用を促進する等により、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

2 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を区長に届け出なければならない。

3 事業用大規模建築物の所有者は、規則で定めるところにより、再利用に関する計画を作成し、当該計画書を区長に提出しなければならない。

4 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

5 事業用大規模建築物の占有者は、当該事業用大規模建築物から生ずる事業系一般廃棄物の減量に関し事業用大規模建築物の所有者に協力しなければならない。

6 事業用大規模建築物を建設しようとする者（以下「事業用大規模建築物の建設者」という。）は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物の建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。

（改善勧告）

第 22 条 区長は、事業用大規模建築物の所有者が第 20 条第 1 項から第 3 項までのいずれかの規定に違反していると認めるとき、又は事業用大規模建築物の建設者が同条第 6 項の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者又は当該事業用大規模建築物の建設者に対し、期限を定めて、必要な改善その他の必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

（公表）

第 23 条 区長は、前条の勧告を受けた事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表されるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

（収集拒否等）

第 24 条 区長は、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者が前条第 1 項の規定による公表をされた後において、なお、第 22 条の勧告に係る措置をとらなかったときは、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の収集若しくは運搬を拒否し、又は区長の指定する処理施設への搬入を禁止することができる。

第3章 廃棄物の適正処理

(事業系一般廃棄物保管場所の設置)

第44条 事業者は、その建物又は敷地内に事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

2 前項の保管場所は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3 事業者は、その排出する事業系一般廃棄物を第1項の保管場所に集めなければならない。

(改善命令等)

第48条 区長は、事業者が第43条又は第44条の規定に違反しているとき、その事業者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を命ずることができる。

第6節 大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置

第53条 規則で定める大規模建築物を建設しようとする者(以下「建設者」という。)は、その建築物又は敷地内に一般廃棄物の保管場所及び保管設備(以下「保管場所等」という。)を設置しなければならない。この場合において、建設者は、当該保管場所等について、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。

2 保管場所等は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3 区長は、保管場所等について、建設者が前2項の規定に違反すると認めるときは、当該建設者に対し、期限を定めて、保管場所等の設置その他必要な措置を命ずることができる。

4 第1項に規定する建築物の占有者は、その建築物から排出される一般廃棄物を保管場所等に集めなければならない。

第8章 罰則

第80条 次の各号の一に該当する者は、200,000円以下の罰金に処する。

(1)～(3) 略

(4) 第48条(第52条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

(5) 第53条第3項の規定による命令に違反した者

第82条 第53条第1項の規定による届出をしなかった者は、30,000円以下の罰金又は科料に処する。

第83条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則（抜粋）

制定 平成 12 年 3 月 31 日公布

世田谷区規則第 39 号

（事業用大規模建築物）

第 6 条 条例第 20 条第 1 項の規則で定める事業用の大規模建築物（以下「事業用大規模建築物」という。）は、事業用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上の建築物（同条第 6 項の規定にあつては、当該床面積の合計が 1,000 平方メートル未満の特定商業施設（世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例（平成 13 年 12 月世田谷区条例第 68 号）第 2 条第 7 号に規定する特定商業施設をいう。）を含む。）とする。

（廃棄物管理責任者の選任等）

第 7 条 条例第 20 条第 2 項の規定による廃棄物管理責任者の選任は、事業用大規模建築物ごとに行わなければならない。

2 前項の選任を行うに当たっては、一の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者が、同時に他の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者とならないようにしなければならない。ただし、同一敷地内又は近接する場所に存する二以上の事業用大規模建築物の所有者が同じである場合で、一人の廃棄物管理責任者が当該二以上の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者となってもその職務を遂行するに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

3 条例第 20 条第 2 項の規定による廃棄物管理責任者の選任の届出は、その選任をした日から 30 日以内に、廃棄物管理責任者選任届（第 1 号様式）により行わなければならない。

（事業用大規模建築物における再利用計画の作成等）

第 8 条 条例第 20 条第 3 項の規定による再利用に関する計画（以下「再利用計画」という。）の作成は、年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。以下同じ。）ごとに行うものとする。

2 再利用計画の提出は、事業用大規模建築物における再利用計画書（第 2 号様式）により毎年 5 月 31 日までに行わなければならない。

（事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所設置基準）

第 9 条 条例第 20 条第 4 項及び第 6 項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 廃棄物の保管場所とは明確に区分し、再利用の対象となる物（以下「再利用対象物」という。）に廃棄物が混入しないようにするとともに、廃棄物から生ずる汚水等により再利用対象物が汚染されないようにすること。
- （2） 再利用対象物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管を確保するため、区長が別に定める基準に適合すること。
- （3） 再利用対象物が飛散し、及び雨水が流入するおそれがないようにすること。
- （4） 再利用対象物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。

(5) 保管場所には、再利用対象物の種類その他注意事項を表示すること。

(事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所設置届)

第10条 条例第20条第6項の規定による届出は、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届(第3号様式)により、世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例(平成13年12月世田谷区条例第68号。以下「住環境整備条例」という。)第7条第2項各号のいずれかの行為の前までに行うものとする。

(改善勧告)

第13条 条例第22条の勧告は、その勧告の理由及び内容を記載した書面により行うものとする。

(公表)

第14条 条例第23条第1項の規定による公表は、事業用大規模建築物の名称及び所在地、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者の氏名、公表の理由その他必要な事項を区役所の門前掲示場に掲示して行うものとする。

(収集拒否等)

第15条 区長は、条例第24条の規定に基づき事業系一般廃棄物の収集若しくは運搬を拒否し、又は区長の指定する処理施設への搬入を禁止するときは、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者に対し、その処分の理由及び内容を記載した書面により通知するものとする。

(事業系一般廃棄物保管場所の設置基準)

第32条 条例第44条第2項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業系一般廃棄物を十分に収納し、その種類に応じた適切な保管ができること。
- (2) 事業系一般廃棄物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。
- (3) 事業系一般廃棄物が飛散し、流出し、地下へ浸透し、悪臭が発散し、及び雨水が流入するおそれがないようにすること。
- (4) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (5) 作業の安全を確保するために換気、採光、排水等必要な措置が講じられていること。
- (6) 運搬車を建築物に横付けし、又は進入させて事業系一般廃棄物を搬出する場合には、作業に支障が生じない場所であるとともに、運搬車の安全な運行の確保のために必要な措置が講じられていること。
- (7) 区の収集運搬業務の提供を受ける場合には、区の収集運搬作業の方法に適合する保管容器又は保管施設を設置すること。この場合において、保管施設は、運搬車への事業系一般廃棄物の積込みが容易な構造であること。
- (8) 保管する事業系一般廃棄物の種類、保管方法、保管施設の取扱いその他注意事項を表示すること。

(改善命令等)

第40条 条例第48条(条例第52条において準用する場合を含む。)に規定する改善等の命令は、その処分の理由及び内容を記載した書面により行うものとする。

(大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置)

第41条 条例第53条第1項の規則で定める大規模建築物は、延べ床面積3,000平方メートル以上の建築物及び事業用大規模建築物とする。

2 条例第53条第1項の規定による届出は、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届により、住環境整備条例第7条第2項各号のいずれかの行為の前までに行うものとする。

3 条例第53条第2項の規則で定める基準は、第32条各号の規定によるほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 一般廃棄物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管を確保するため、区長が別に定める基準に適合すること。

(2) 保管設備は、容易に腐食し、又は破損しない材質のものとし、一般廃棄物の搬入及び運搬車への積み込み作業が安全かつ容易にできること。

4 条例第53条第3項に規定する保管場所等の設置等の命令は、その処分の理由及び内容を記載した書面により行うものとする。

第41条第2項

「再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届」(第3号様式) ⇒ P.14

世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例(抜粋)

制定 平成13年12月10日交付
世田谷区条例第68号

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(7) 特定商業施設 小売業(物品加工修理業を含む。以下同じ。)、飲食店業、興行場又は音楽・映像記録物賃貸業の営業を行うための店舗面積(当該営業を行うための店舗の用に供される部分(階段、便所、作業場等を除く。)の床面積をいう。以下同じ。)の合計が500平方メートルを超える施設を有する建築物をいう。

事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所等の設置・管理基準

平成 31 年 1 月 15 日
30 世清事第 327 号

事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所設置・管理基準(平成 12 年 3 月 31 日世清移発第 270 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この基準は、世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則(平成 12 年 3 月世田谷区規則第 39 号。以下「規則」という。)第 9 条第 2 号及び第 41 条第 3 項第 1 号の規定に基づき、事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所並びに廃棄物保管場所及び保管設備(以下「廃棄物保管場所等」という。)の設置・管理基準を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 再利用対象物の保管場所とは、再利用対象物を収集日まで保管する場所(以下「再利用対象物保管場所」という。)をいう。

2 廃棄物の保管場所とは、廃棄物(大型ごみを除く。)を収集日まで保管する場所(以下「廃棄物保管場所」という。)及び大型ごみを収集日まで保管し、集積する場所(以下「大型ごみ置き場」という。)をいう。

3 業者収集場所とは、保管場所から持ち出した再利用対象物又は廃棄物を運搬車へ積み込む場所をいう。

(再利用対象物保管場所の設置・管理基準)

第 3 条 再利用対象物保管場所の設置の基準は、以下のとおりとする。

(1) 建築物 1 棟につき、1 箇所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される再利用対象物を取りまとめて保管する場合は、管轄の清掃事務所長と別途協議すること。

(2) 住宅の用途に供する施設を併設する場合は、家庭の再利用対象物と事業系の再利用対象物を格別に保管できること。

(3) 再利用対象物の選分、収集等に必要な作業場所を確保すること。ただし、保管場所を廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物保管場所の作業場所と兼用することができる。

(4) 運搬車が直接かつ安全に進入できる敷地内に設置し、作業の安全性及び効率性に十分配慮して設置すること。また、敷地内への出入口については、接する道路の交通量、交通規制等を十分考慮すること。

(5) 引火性、爆発性の物の保管場所等に近接していない場所に設置すること。

2 再利用対象物保管場所の構造の基準は、以下のとおりとする。

(1) 保管場所の換気、採光に十分配慮し、必要な設備を備えること。

(2) 耐久性があり、周囲と調和する構造とすること。

(3) 廃棄物の飛散及び臭気の流出を防ぐため、囲い及び扉等を設けること。かつ、屋外に設置

する場合は、雨水の流入を防ぐため、ひさし及び屋根等を設けること。

3 再利用対象物保管場所の附帯設備の基準は、以下のとおりとする。

- (1) 保管場所を廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物の混入及び廃棄物から生じる汚水等を防止するため、壁等により区分すること。
- (2) 仕切りの設置、色彩又は形状等で区別された容器等の保管設備の設置等により、廃棄物の種類に応じて適切な保管ができること。
- (3) 必要に応じて、運搬車の誘導ラインを引き、タイヤストッパー等の車両停止設備を設置すること。

4 再利用対象物保管場所の維持管理の基準は、以下のとおりとする。

- (1) 事業用大規模建築物の所有者又は所有者から委託を受けて当該建築物の管理を行うもの（以下「所有者等」という。）は、常に、保管場所及びその周辺を清潔に保ち、適切な維持管理を行うこと。この場合において、所有者等は、必要があるときは、利用者に協力を求め、又は利用者に指導を行うこと。
- (2) 所有者等は、再利用対象物の選分・運搬作業に従事する作業員等の安全衛生に十分配慮し、安全衛生上の支障が生じたときは、速やかに適切な措置を講じること。
- (3) 所有者等は、事業用大規模建築物の利用形態の変更等により、保管場所が第4条に規定する基準に適合しないこととなったときは、すみやかに当該基準に適合させるための措置を講じること。
- (4) 所有者等は、事業用大規模建築物及びその敷地の出入口付近の歩行者等の危険防止のため所要の設備が必要なときは、これを設置するとともに適正に管理すること。

（再利用対象物保管場所の面積等の算定基準）

第4条 規則第9条第2号に定める再利用対象物の十分な収納を確保するための基準は、別表1によるものとする。

2 同一敷地内に保管場所設置の対象となる建築物が数棟ある場合は、各棟ごとに保管場所の面積を算出し、その合計面積を保管場所最低必要面積とすること。

（廃棄物保管場所の設置・管理基準）

第5条 廃棄物保管場所の設置の基準は、以下のとおりとする。

- (1) 再利用対象物保管場所以外の他の用途と兼用でないこと。
- (2) 廃棄物の種類、排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できること。
- (3) 建築物1棟につき、1箇所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される廃棄物を取りまとめて保管する場合は、管轄の清掃事務所長と別途協議すること。
- (4) 住宅の用途に供する施設を併設する場合は、家庭廃棄物と事業系廃棄物が各別に保管できること。
- (5) 廃棄物の搬入、保管設備への投入及び清掃又は点検等に必要作業場所を6平方メートル以上確保すること。ただし、3,000平方メートル未満の建築物の場合であって、これによる実情に合わないとする場合は、管轄の清掃事務所長との協議によること。
- (6) 運搬車の通行に支障のない幅員及び高さを有する水平な通路に接続する場所に設置すること。

- (7) 保管場所は、隣地境界に接しないこと。
- 2 廃棄物保管場所の構造の基準は、以下のとおりとする。
- (1) 汚水又は排水が地下に浸透することを防ぐため、必要に応じて、床をコンクリート張り等
にすること。かつ、床に勾配を付ける等により、排水口等の排水設備から下水道又は下水処
理施設へ流入する構造とすること。
- (2) 保管場所の換気、採光に十分配慮し、必要な設備を備えること。
- (3) 運搬車が、横付け又は内部へ進入できる構造とすること。
- (4) 出入口の幅及び高さは、作業に支障のない寸法とすること。
- (5) 耐久性があり、周囲と調和する構造であること。
- (6) 廃棄物の飛散及び臭気の流出を防ぐため、囲い及び扉等を設けること。かつ、屋外に設置
する場合は、雨水の流入を防ぐため、ひさし及び屋根等を設けること。
- (7) 床の通路と接続する部分は、水平で、かつ通路と同一平面であること。
- (8) 運搬車が事業用大規模建築物及びその敷地の内部に進入する場合は、敷地構造は廃棄物を
積載した車両重量に耐え得る構造とすること。
- 3 廃棄物保管場所の附帯設備の基準は、以下のとおりとする。
- (1) 仕切りの設置、色彩又は形状等で区別された保管設備の設置等により、廃棄物の種類に応
じて適切な保管ができること。
- (2) 清潔を保持するため、水道栓等や排水口等の洗浄排水設備を1平方メートル以上設置する
こと。ただし、3,000平方メートル未満の建築物の場合であって、これによることが実情に
合わないと認める場合は、管轄の清掃事務所長との協議によること。
- (3) 多量の厨芥を保管する場合は、冷蔵装置を設置すること。
- (4) 必要に応じて、運搬車の誘導ラインを引き、タイヤストッパー等の車両停止設備を設置す
ること。
- 4 廃棄物保管場所の維持管理の基準は、以下のとおりとする。
- (1) 事業用大規模建築物の所有者又は所有者から委託を受けて当該建築物の管理を行うもの
(以下「所有者等」という。)は、常に、保管場所及びその周辺を清潔に保ち、適切な維持
管理を行うこと。この場合において、所有者等は、必要があるときは、利用者に協力を求め、
又は利用者に指導を行うこと。
- (2) 所有者等は、廃棄物の選分・運搬作業に従事する作業員等の安全衛生に十分配慮し、安全
衛生上の支障が生じたときは、速やかに適切な措置を講じること。
- (3) 所有者等は、事業用大規模建築物の利用形態の変更等により、保管場所が第8条に規定す
る基準に適合しないこととなったときは、すみやかに当該基準に適合させるための措置を講
じること。
- (4) 所有者等は、事業用大規模建築物及びその敷地の出入口付近における歩行者等の危険防止
のため所要の設備が必要なときは、これを設置するとともに、適正に管理すること。
- (廃棄物保管設備に関する基準)

第6条 廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できる保管設備とすること。
2 運搬車に適合する仕様であること。

(廃棄物の排出量の算定基準)

第7条 廃棄物(大型ごみを除く。以下この条において同じ。)の排出量は、原則として別表2の基準を用いて算定するものとする。ただし、過去のデータがある場合は、管轄の清掃事務所長の下承を得た上で、そのデータを用いて算定するものとする。

2 一般廃棄物、産業廃棄物の割合は、管轄の清掃事務所長の下承を得た上で、過去のデータを用いて算定する。ただし、過去のデータがない場合は、一般廃棄物0.75、産業廃棄物0.25とする。

3 廃棄物の体積を重量に換算する場合は、1立方メートルを190キログラムとする。

(廃棄物保管場所の面積等の算定基準)

第8条 廃棄物を保管するために必要な容器等の個数及び保管場所の面積の算定は、別表3によるものとする。

2 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「大店立地法」という。)に該当する店舗については、大店立地法第4条の規定に基づき経済産業大臣が定める指針に則した容量を収納できる大きさと、別表1及び別表3に基づいて算定した面積を合計した面積とを比較し、大きい方の面積とすること。

(大型ごみ置き場設置基準)

第9条 大型ごみの種類、排出量及び保管日数等に応じて、大型ごみが十分収納できる面積であることとし、最低3平方メートル以上とすること。ただし、3,000平方メートル未満の建築物であって、これによることが実情に合わないとする場合は、管轄の清掃事務所長との協議によること。

2 建築物1棟につき、1箇所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される大型ごみを取りまとめて保管する場合は、管轄の清掃事務所長と別途協議すること。

3 通路と共用でないこと。

(業者収集場所設置基準)

第10条 業者収集場所は、建築物1棟につき1箇所を、原則として敷地内に設けること。やむを得ず環境空地を使用しようとする場合は、事前に当該建築物を建設しようとする所在地を管轄する各総合支所街づくり担当課長と協議すること。

(区の収集運搬業務の提供を受ける場合の基準)

第11条 事業用大規模建築物の竣工後に区の収集運搬業務の提供を受けることを予定している場合は、再利用対象物保管場所については、大規模集合住宅の再利用対象物保管場所の設置・管理基準(平成31年1月15日30世清事第328号)を、廃棄物保管場所については、大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置・管理基準(平成31年1月16日30世清事第329号)を準用して必要な面積等を算定し、管轄の清掃事務所長と十分に協議すること。

(設置届の提出等)

第12条 事業用大規模建築物を建設しようとする者(以下「建設者」という。)は、建築確認申請書提出前に、事業用大規模建築物の所在地を管轄する清掃事務所長に、規則第10条に定める再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届(以下「設置届」という。)を提出しなければならない。

2 建設者は、設置届の提出後において、その内容に重大な変更が生じたときは、新たに設置届を提出しなければならない。

附 則（平成 31 年 1 月 15 日 30 世清事第 327 号）

この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 2 月 9 日 3 世清事第 403 号）

1 この基準は、令和 4 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この基準による改正後の事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所等の設置・管理基準の規定は、施行日以後に第 12 条第 1 項の再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（以下「設置届」という。）を提出する再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所について適用し、施行日前に設置届を提出した再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 2 月 24 日 4 世清事第 455 号）

この基準は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

「再利用対象物の保管場所最低必要面積算定基準」 ⇒ P. 4

別表 2（第 7 条関係）

施設用途別廃棄物排出基準

施設用途	1 日当たりの排出基準
事務所ビル	0.04kg/m ²
文化・娯楽施設	0.03kg/m ²
店舗（飲食店）	0.20kg/m ²
店舗（物品販売） デパート、スーパー	0.08kg/m ²
ホテル	0.06kg/m ²
学校	0.03kg/m ²
病院、診療所	0.08kg/m ²
駐車場	0.005kg/m ²
鉄道駅舎	0.005kg/乗降客

この別表は、区へ提出する実際の様式とは異なります。区へ算定結果を提出する際には、HPに掲載の様式を使用し、この別表は使用しないでください。

別表3 (第8条関係)

1 容器数の算定

用途	廃棄物	床面積×排出基準×一廃・産廃の割合×収集間隔÷容器重量=A	最低必要個数	予備率の加算 B	必要個数	
	一廃	[] m ² × [] kg × [] × [] 日 ÷ [] kg = ①	一廃①+③ = 個	【一廃】 (①+③) × 1.4 =	【一廃】 個	
	産廃	[] m ² × [] kg × [] × [] 日 ÷ [] kg = ②				
	一廃	[] m ² × [] kg × [] × [] 日 ÷ [] kg = ③		産廃②+④ = 個	【産廃】 (②+④) × 1.4 =	【産廃】 個
	産廃	[] m ² × [] kg × [] × [] 日 ÷ [] kg = ④				
最低必要個数合計			個	必要個数合計	個	

<算定上の注意>

- 1 計算は用途別に行い、必要個数を算定すること。
- 2 床面積は、有効面積を記入する。
- 3 排出基準は、別表2「施設用途別廃棄物排出基準」によるものとする。
- 4 一廃（一般廃棄物）・産廃（産業廃棄物）の割合は、過去のデータがない場合は、一廃0.75、産廃0.25とする。
- 5 収集間隔は実態により記入する。（区の収集運搬業務の提供を受ける場合は、一廃3日・産廃13日）
- 6 60ℓのポリ容器1個あたりの重量は、原則として11.4kgを基準とする。
- 7 Aは、小数点第2位を四捨五入する。最低必要個数はAの小数点以下を切り上げる。必要個数はBの小数点以下を切り上げる。
- 8 予備率は、40%とする。

26

2 保管場所面積の算定

1 容器保管必要面積（一廃）	容器的直径又は縦 [] m × 容器的直径又は横 [] m × (容器数 [] 個 ÷ 段数 [] 段) = m ²						
2 容器保管必要面積（産廃）	容器的直径又は縦 [] m × 容器的直径又は横 [] m × (容器数 [] 個 ÷ 段数 [] 段) = m ²						
3 洗浄排水設備面積	m ²	4 作業上必要面積	m ²	合計（1～4）	m ²	大型ごみ置き場	m ²

<算定上の注意>

- 1 容器は、丸型容器は直径0.6m、角型容器は0.35m×0.55m（小数点第2位を四捨五入し0.2m²）を基準とする。
- 2 (容器数 [] 個 ÷ 段数 [] 段) は、小数点以下を切り上げる。

清掃事務所管轄区域一覧表

町名	丁目	清掃事務所	町名	丁目	清掃事務所
あ 赤堤	1～5	世田谷	さ 三軒茶屋	1・2	世田谷
い 池尻	1～4	世田谷	し 下馬	1～6	世田谷
う 宇奈根	1～3	砧	新町	1～3	玉川
梅丘	1～3	世田谷	せ 成城	1～9	砧
お 大蔵	1～6	砧	瀬田	1～5	玉川
大原	1・2	世田谷	世田谷	1～4	世田谷
岡本	1～3	砧	そ 祖師谷	1～6	砧
奥沢	1～8	玉川	た 太子堂	1～5	世田谷
尾山台	1～3	玉川	代沢	1～5	世田谷
か 粕谷	1～4	砧	代田	1～6	世田谷
鎌田	1～4	砧	玉川	1～4	玉川
上馬	1～5	世田谷	玉川台	1・2	玉川
上北沢	1～5	砧	玉川田園調布	1・2	玉川
上祖師谷	1～7	砧	玉堤	1・2	玉川
上野毛	1～4	玉川	ち 千歳台	1～6	砧
上用賀	1～6	玉川	つ 弦巻	1～5	世田谷
き 北烏山	1～9	砧	と 等々力	1～8	玉川
北沢	1～5	世田谷	な 中町	1～5	玉川
喜多見	1～9	砧	の 野毛	1～3	玉川
砧	1～8	砧	野沢	1～4	世田谷
砧公園		砧	は 八幡山	1～3	砧
給田	1～5	砧	羽根木	1・2	世田谷
経堂	1～5	世田谷	ひ 東玉川	1・2	玉川
こ 豪徳寺	1・2	世田谷	ふ 深沢	1～8	玉川
駒沢	1・2	世田谷	船橋	1～7	砧
駒沢	3～5	玉川	ま 松原	1～6	世田谷
駒沢公園		玉川	み 三宿	1・2	世田谷
さ 桜	1～3	世田谷	南烏山	1～6	砧
桜丘	1～5	世田谷	宮坂	1～3	世田谷
桜新町	1・2	玉川	よ 用賀	1～4	玉川
桜上水	1～5	世田谷	わ 若林	1～5	世田谷

(問い合わせ先) 世田谷区 清掃・リサイクル部

世田谷清掃事務所	〒154-0011	上馬5-21-13	☎03-3425-3111
玉川清掃事務所	〒158-0092	野毛1-3-7	☎03-3703-2638
砧清掃事務所	〒156-0056	八幡山2-7-1	☎03-3290-2151
事業課 指導許可担当	〒156-0043	松原6-3-5	☎03-6304-3263

再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所・保管設備
設置の手引き <事業用>

令和6年(2024年)4月発行
(世田谷区 広報印刷物登録番号 No.2233)

世田谷区 清掃・リサイクル部

〒156-0043 東京都世田谷区松原6-3-5

TEL : (03) 6304-3263

FAX : (03) 6304-3341

世田谷区ホームページ <https://www.city.setagaya.lg.jp/>

☆ 廃棄物等の保管場所の情報は、以下2通りの検索方法があります。

① トップページ上段「目次から探す」

くらし手続き → ごみ・リサイクル → 事業者向け情報(公募
情報等も含む) → 建築主・設計者の方へ → 集合住宅や事業
用建築物を建築するとき

② トップページ上段「目次から探す」の下「テーマから探す」

ごみリサイクル → 事業者向け情報(公募情報等も含む) → 建築
主・設計者の方へ → 集合住宅や事業用建築物を建築するとき